

高槻市生け垣設置工事助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀の撤去工事の促進を図るため、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市生け垣設置工事助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 道路 道路法及び建築基準法に基づく道路、特定公共物管理条例で定める認定外道路のうち機能を有するもの、その他これらに類するもので市長が認めるものをいう。
- (2) 生け垣 第4条に規定する事業によって設置される樹木をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱に基づく補助金又は高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱に基づくブロック塀撤去工事に係る補助金の交付を受けていること。
- (2) 同一敷地内において過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- (3) 第4条に規定する助成対象事業を行うこと。
- (4) 市税の納付に滞りのないこと。
- (5) 助成金の対象者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」。
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」。
 - ウ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 助成対象事業を行う敷地内に設置された生け垣であること。
- (2) 道路に面して設置され、かつ、その部分の延長が2メートル以上であること。
- (3) 植栽樹木が列状に並び、かつ、道路から見える樹高が概ね1メートル以上であること。
- (4) 植栽本数が延長1メートルにつき2本以上であること。
- (5) 樹木が活着するよう支柱等を設置すること。
- (6) 道路の安全を妨げるものでないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、100,000円を限度とし、設置する生け垣の延長1メートルに5,000円を乗じた額とする。ただし、見積書に記載された額が設置する生け垣の延長1メートルに5,000円を乗じた額を下回るときは、当該助成対象経費を交付額とする。なお、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）

を除く

- 2 前項の助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 設置工事の内容、場所及び不当な工事費用の算定等、所管部長が適切でないと認めるときは、助成額を減額し、又は支給しないことができる。

(助成金の申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は助成対象事業に着手する前に、別記様式第 1 号による交付申請書に、次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 現況写真
- (3) 植栽計画図（生け垣の詳細がわかる図面）
- (4) 生け垣設置工事の見積書の写し
- (5) 誓約書（様式第 2 号）
- (6) ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書又は木造住宅除却工事補助金交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に定める申請は、当該年度の 1 月末日までに行わなければならない。
- 3 申請者は、第 1 項の規定による申請をするにあたっては、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付又は不交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、次に掲げる事項について調査し、助成金を交付すべきであると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 助成対象事業の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 助成対象経費及び助成金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため、必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。
 - 3 市長は、第 1 項の審査の結果、助成金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに助成金の不交付を決定する。
 - 4 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、別記様式第 3 号又は別記様式第 4 号により、助成金の交付の可否について、その決定を申請者に対して通知する。

(交付の条件)

第 8 条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成対象事業に要する費用又は当該事業の内容の変更、助成対象事業の取り下げ又は助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 市長が、助成金の適正な執行を期すため、助成金の交付申請その他の必要な事項

についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
(3) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。

(事業の取り下げ)

- 第9条 申請者又は第7条第4項の決定通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付の申請を取り下げようとする場合は、市長に対し、速やかに別記様式第5号を提出しなくてはならない。
- 2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、取消されたものとみなす。

(事業の変更等)

- 第10条 助成対象者は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに別記様式第6号による変更承認申請書に必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更かつ当該事業の目的及び助成金の額に変更がないものについては、この限りではない。
- 2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、当該申請者にかかる助成金の交付内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、別記様式第7号による交付決定変更通知書により通知するものとする。
- 3 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

- 第11条 助成対象者は、生け垣設置工事が完了したときは、別記様式第8号に次に掲げる書類を添付し、助成対象事業が完了した日から起算して30日以内かつ、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 生け垣設置工事の請求書の写し
(2) 生け垣設置工事の領収書の写し
(3) 当該事業の工事後の全景がわかる写真
(4) ブロック塀等撤去工事補助金確定通知書又は木造住宅除却工事補助金交付確定通知書の写し
(5) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成対象者は、前項の規定による完了報告を行うにあたっては、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の確定)

- 第12条 市長は、前条による完了報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、当該事業が適正に行われたと認めるときは、助成金の額を確定し、別記様式第9号により速やかに申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第13条 市長は、第11条の規定による完了報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるよう助成対象

者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の請求)

第14条 助成対象者は、第12条の規定による助成金の交付額の確定の通知を受けた後に、別記様式第10号による助成金交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による助成金交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、当該請求者に対し助成金を交付するものとする。

(遵守事項)

第16条 助成金の交付を受けた者は、当該事業について次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 5年間は整備した施設を適切に維持すること。
- (2) 病虫害の防除、下草の刈り取り、剪定、清掃、その他の適切な管理を行い、第三者に迷惑を及ぼさないこと。
- (3) その他市長が指示する事項

(交付の決定の取消)

第17条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金を受け、又は受けようとしたとき
- (2) 第3条第5号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき
- (3) 第8条に基づく助成金の交付の条件に違反したとき
- (4) 第9条に基づく交付申請の取り下げがあったとき
- (5) 第14条に基づく助成金の請求を行わないとき
- (6) 前条の遵守事項に違反したとき
- (7) 申請を行った年度の2月末日までに当該工事の完了報告がないとき
- (8) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき

2 市長は前項の規定により助成金の交付の決定を取り消す場合は、別記様式第11号により、通知する。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、助成対象者に助成金の返還を命令することができる。

2 助成対象者は、前条第1項により助成金の交付決定を取消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該助成金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第19条 被助成金交付者は、前条の規定により助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を排除した額とし、1

00円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする
- 3 助成対象者は、第1項に定める場合を除き、助成金の返還を求められ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を排除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長が、助成対象者が第1項又は前項の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う助成金の返還)

- 第20条 助成対象者は、助成事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。
- 2 助成対象者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する助成金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年9月15日から施行する。

生け垣設置工事助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）高槻市長

（フリガナ）
申請者 氏 名
（所有者） 住 所
電話番号

高槻市生け垣設置工事助成金交付要綱第 6 条の規定により、高槻市生け垣設置工事助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

助 成 金 申 請 額	金 円 （助成金対象延長 m）
生 け 垣 設 置 の 所 在 地	高槻市

【関係書類】

- ・ 付近見取図
- ・ 現況写真
- ・ 植栽計画図
- ・ 見積書の写し
- ・ 誓約書（様式第 2 号）
- ・ ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書又は
木造住宅除却工事補助金交付決定通知書の写し

受付欄

誓約書

高槻市補助金交付規則第 3 条及び高槻市生け垣設置工事助成金交付要綱（以下要綱という。）第 6 条第 1 項に基づき、私は下記のとおりであることを誓約します。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届けるとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出します。

助成金の受給資格・条件の確認のため、私の納税状況その他受給資格に関する事項について、高槻市が関係行政機関へ調査を行うことに同意します。

助成金の交付申請及び完了報告を行うにあたり、要綱第 3 条第 5 号のいずれにも該当しないことを申し立てるとともに、当該資料等を大阪府警察本部又は高槻市警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

いずれかに該当することが判明した場合は、要綱第 17 条に基づき、助成金の交付を取り消されること及び要綱第 18 条に基づき、助成金の返還が必要なことを承認しました。

- 一 第 3 条各号及び第 4 条各号のいずれにも該当します。
- 一 周辺住民とトラブルのないように生け垣設置工事を行います。
- 一 生け垣設置工事に際して、道路等の占用手続が必要な場合は、所定の手続きを行います。また、工事中は道路等の通行人の安全確保に努めます。
- 一 設置した生け垣について、5 年以上適切な維持を行います。
- 一 第三者へ迷惑を及ぼさないよう、剪定や清掃等適切な管理を行います。
- 一 上記のほか、関係法令を遵守します。

年 月 日

氏名 _____ 印
生年月日 _____

第 号
年 月 日

生け垣設置工事助成金交付決定通知書

様

高槻市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった高槻市生け垣設置工事助成金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

生 け 垣 設 置 の 所 在 地	高槻市
助 成 金 交 付 額	金 円
備 考	

- (1) 助成対象事業に要する費用又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 助成対象事業を取り下げするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、助成金の適正な執行を期するため、助成申請者又は生け垣設置工事の施工業者に対し報告を求め、又は市職員に所在地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

第 号
年 月 日

生け垣設置工事助成金不交付決定通知書

様

高槻市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった高槻市生け垣設置工事助成金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 生け垣の所在地
高槻市
- 2 理 由

生け垣設置工事助成金取下げ申請書

年 月 日

（宛先）高槻市長

申請者 氏 名
（所有者） 住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号により助成金交付
決定の通知を受けた生け垣設置工事について、申請を取下げますので、高槻市
生け垣設置工事助成金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

取下げの理由

受付欄

生け垣設置工事助成金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）高槻市長

申請者 氏 名
（所有者） 住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号により助成金交付決定の通知を受けた撤去工事の内容を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
備 考		
		受付欄

添付書類

- (1) 計画の変更がある場合は、当該計画の変更の確認に係る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

生け垣設置工事助成金交付決定変更通知書

様

高槻市長

印

年 月 日付けで変更承認申請のあった生け垣設置工事の変更については、次のとおり承認し、高槻市生け垣設置工事助成金の交付決定額を変更したので通知します。

生 け 垣 設 置 所 在 地	高槻市
変更後の交付決定額	金 円
承 認 の 内 容	
そ の 他	

助成金の交付条件は、年 月 日付け 第 号の生け垣設置工事助成金交付決定通知書に記載する交付条件と同じとします。

生け垣設置工事完了報告書

年 月 日

（宛先）高槻市長

申請者 氏 名
（所有者） 住 所
電話番号

生け垣の設置工事が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

交 付 決 定	年 月 日	第 号
着 手 日	年 月 日	
完 了 日	年 月 日	
備 考		受付欄

※着手日は、設置工事の契約を締結した日を記入すること。ただし、不明確な場合は設置工事着手日とする。

完了日は、設置工事完了日又は領収書発行日のうち遅い日を記入すること。

【関係書類】

- (1) 請求書の写し（明細が分かるもの）
- (2) 領収書の写し（施工業者から申請者に発行されたもの）
- (3) 工事後の全景が分かる写真
- (4) ブロック塀等撤去工事補助金確定通知書又は
木造住宅除却工事補助金交付確定通知書の写し

第 号
年 月 日

生け垣設置工事助成金交付確定通知書

様

高槻市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した高槻市生け垣設置工事助成金について、生け垣設置工事完了報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

生 け 垣 の 所 在 地	高槻市
助 成 金 確 定 額	金 円

注 助成金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。

（注記）

この通知を受けた日から 1 0 日以内に、市長に助成金交付請求書を提出しなければならない。

生け垣設置工事助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）高槻市長

申請者 氏 名 ⑩
（所有者） 住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付額の確定通知のあつた、高槻市生け垣設置工事助成金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 振 込 先

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種類	☐ 普通 ☐ 当座
フリガナ			
口座名義（漢字）			

第 号
年 月 日

生け垣設置工事助成金交付決定取消通知書

様

高槻市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した高槻市生け垣設置
工事助成金について、下記の理由により取消したので通知します。

記

1 生け垣の所在地
高槻市

2 取消しの理由